

※この一覧は、広島市都市計画関係手数料条例を抜粋したものであり、条例本文をご確認ください。

## 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

### (1) 住宅【一戸建】

作成：令和元年12月17日

	手数料額	
	適合証(※)等あり	適合証等なし
一戸建	5,000円	37,000円

### (2) 住宅【共同住宅の住戸部分】

住戸部分の戸数	手数料額	
	適合証(※1)等あり	適合証等なし
1戸	5,000円	37,000円
1戸を超え5戸以下	10,000円	75,000円
5戸を超え10戸以下	17,000円	105,000円
10戸を超え25戸以下	29,000円	148,000円
25戸を超え50戸以下	49,000円	213,000円
50戸を超え100戸以下	87,000円	305,000円
100戸を超え200戸以下	138,000円	413,000円
200戸を超え300戸以下	174,000円	541,000円
300戸を超えるとき	186,000円	635,000円

### (3) 住宅【共同住宅の共用部分】

床面積	手数料額	
	適合証(※)等あり	適合証等なし 共同住宅の共用部
～300未満	10,000円	118,000円
300～2,000未満	29,000円	195,000円
2,000～5,000未満	87,000円	304,000円
5,000～10,000未満	138,000円	390,000円
10,000～25,000未満	174,000円	466,000円
25,000～	218,000円	543,000円

### (4) 非住宅

住戸部分の戸数	手数料額		
	適合証(※)等あり	適合証等なし	
		工場部分	工場部分を除く部分
～300未満	10,000円	118,000円	261,000円
300～2,000未満	29,000円	195,000円	416,000円
2,000～5,000未満	87,000円	304,000円	593,000円
5,000～10,000未満	138,000円	390,000円	727,000円
10,000～25,000未満	174,000円	466,000円	857,000円
25,000～	218,000円	543,000円	978,000円

#### 手数料の考え方

##### ア 複合建築物の手数料の考え方

複合建築物の申請の手数料は、住宅部分の手数料の額、共用部分の床面積に応じた手数料の額及び非住宅部分の床面積に応じた手数料の額を合計した金額となります。

##### イ 共同住宅における、1棟の建築物全体に係る申請において、共用部分を計算しない評価方法の手数料の考え方

共同住宅における一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算しない評価方法により共同住宅の省エネ性能を算出した場合は、住宅部分のみの手数料額となります。

##### ウ 変更認定申請及び軽微変更該当証明証の手数料の考え方

上表に該当する手数料額の 2分の1 となります。

#### ※【適合証等】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(上表(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関を含む。)が発行する都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面になります。